

電気事業法とその他関連法規

目次

1.電気事業法

第 1 条（目的）

第 2 条（定義）

第 26 条（電圧及び周波数）

第 27 条（業務改善命令）

第 28 条（電気事業者相互の協調）

第 29 条（供給計画）

第 34 条（電気の使用制限等）

第 38 条（電気工作物の定義）

第 39 条（事業用電気工作物の維持）

第 40 条（技術基準適合命令）

第 42 条（保安規程）

第 43 条（主任技術者）

第 44 条（主任技術者免状）

第 47 条（工事計画①）

第 48 条（工事計画②）

第 49 条（使用前検査）

第 51 条（使用前安全管理検査）

第 52 条（溶接安全管理検査）

第 56 条（技術基準適合命令）

第 57 条（調査の義務）

第 58 条（一時使用）

第 61 条（植物の伐採又は移植）

2.電気事業法施行規則

第1条（定義）

第3条（密接な関係）

第38条（電圧及び周波数の値）

第39条（電圧及び周波数の測定方法等）

第48条（一般用電気工作物の範囲）

第50条（保安規程）

第52条（主任技術者の選任等）

第56条（免状の種類による監督の範囲）

第65条（工事計画の事前届出①）

第66条（工事計画の事前届出②）

第73条の5（使用前安全管理検査）

第96条（一般用電気工作物の調査）

3.電気事業法施行令

第1条（電気工作物から除かれる工作物）

第4条（電気の使用制限等）

4.電気工事士法

第1条（目的）

第2条（用語の定義）

第3条（電気工事士等）

第4条（電気工事士免状）

第4条の3（第一種電気工事士の講習）

5.電気工事士法施行規則

第2条の2（特殊電気工事）

第2条の3（簡易電気工事）

6.電気工事業の業務の適正化に関する法律

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（登録）

第17条の2（自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等）

第34条（建設業者に関する特例）

7.電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則

第 11 条（器具）

8.電気関係報告規則

第 1 条（定義）

第 3 条（事故報告）

9.電気用品安全法

第 1 条（目的）

第 2 条（定義）

第 3 条（事業の届出）

第 8 条（基準適合義務等）

第 9 条（特定電気用品の適合性検査）

第 27 条（販売の制限）

第 28 条（使用の制限）

10.発電用風力設備に関する技術基準を定める省令

第 4 条（風車）

第 5 条（風車の安全な状態の確保）

第 6 条（圧油装置及び圧縮空気装置の危険の防止）

第 7 条（風車を支持する工作物）

1.電気事業法

第1条（目的）出題：R1問1

この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。

第2条（定義）出題：H13問5

次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 小売供給：一般の需要に応じ電気を供給することをいう。
- ② 小売電気事業：小売供給を行う事業をいう。
- ③ 小売電気事業者：小売電気事業を営むことについて登録を受けた者をいう。
- ④～⑦ 省略
- ⑧ 一般送配電事業：自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業を含むものとする。
- ⑨ 一般送配電事業者：一般送配電事業を営むことについて許可を受けた者をいう。
- ⑩ 送電事業：自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業であって、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。
- ⑪ 送電事業者：送電事業を営むことについて許可を受けた者をいう。
- ⑫ 特定送配電事業：自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業若しくは一般送配電事業を営む他の者にその小売電気事業若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業をいう。
- ⑬ 特定送配電事業者：特定送配電事業を営むことについて届出をした者をいう。
- ⑭ 発電事業：自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。
- ⑮ 発電事業者：発電事業を営むことについて届出をした者をいう。
- ⑯ 電気事業：小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業をいう。
- ⑰ 電気事業者：小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者をいう。

- ⑯ 電気工作物：発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

第 26 条（電圧及び周波数） 出題：H30 問 1、H19 問 1

1. 一般送配電事業者は、その供給する電気の電圧及び周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するように努めなければならない。
2. 経済産業大臣は、一般送配電事業者の供給する電気の電圧又は周波数の値が前項の経済産業省令で定める値に維持されていないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般送配電事業者に対し、その値を維持するため電気工作物の修理又は改造、電気工作物の運用の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3. 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給する電気の電圧及び周波数を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第 27 条（業務改善命令） 出題：H19 問 1

経済産業大臣は、事故により電気の供給に支障を生じている場合に一般送配電事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第 28 条（電気事業者相互の協調） 出題：H30 問 1、H25 問 4、H16 問 1

電気事業者は、電源開発の実施、電気の供給、電気工作物の運用等その事業の遂行に当たり、広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するように、特定自家用電気工作物設置者の能力を適切に活用しつつ、相互に協調しなければならない。

第 29 条（供給計画） 出題：H25 問 4、H16 問 1

1. 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての供給計画を作成し、当該年度の開始前に（電気事業者となった日を含む年度にあっては、電気事業者となった後遅滞なく）、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。
2. 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取ったときは、経済産

業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、**当該年度の開始前に**（当該年度に電気事業者となった者に係る供給計画にあっては、速やかに）、経済産業大臣に送付しなければならない。

3. 電気事業者は、供給計画を変更したときは、**遅滞なく**、変更した事項を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

以降省略

第 34 条（電気の使用制限等） 出題：H22 問 2、H14 問 1

1. 経済産業大臣は、**電気の需給**の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、**公共の利益**を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、**使用電力量の限度**、**使用最大電力の限度**、**用途若しくは使用を停止すべき日時**を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者若しくは登録特定送配電事業者から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきこと又は受電電力の容量の限度を定めて、小売電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等からの受電を制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。
2. 省略

第 38 条（電気工作物の定義） 出題：H21 問 2、H8 問 1

1. 「**一般用電気工作物**」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域内を含む）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であって、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く（③省略）。
 - ① 他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための**電気工作物**（これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する小出力発電設備を含む）であって、その受電のための電線路以外の**電線路**によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの
 - ② 構内に設置する**小出力発電設備**（これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む）であって、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の**電線路**によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの
2. 「**小出力発電設備**」とは、経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、経済産業省令で定めるものをいうものとする。
3. 「**事業用電気工作物**」とは、**一般用電気工作物**以外の電気工作物をいう。

4. 「自家用電気工作物」とは、次に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。
- ① 一般送配電事業
 - ② 送電事業
 - ③ 特定送配電事業
 - ④ 発電事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの

第 39 条（事業用電気工作物の維持）出題：H30 問 1、H10 問 1

1. 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
2. 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。
 - ① 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。
 - ② 事業用電気工作物は、他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないようにすること。
 - ③ 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。
 - ④ 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあっては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

第 40 条（技術基準適合命令）

主務大臣は、事業用電気工作物が第 39 条第 1 項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するよう事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

第 42 条（保安規程）出題：H29 問 1、H20 問 1、H18 問 2

1. 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第 51 条第 1 項の自主検査又は第 52 条第 1 項の事業者検査を伴うものにあっては、その工事）の開始前に、主務大臣（原子力発電工作物の場合は、原子力規制委員会および経済産業大臣）に届け出なければならない。
2. 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない（届出しなければ30 万円以下の罰金 第 120

条)。

3. 主務大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、**保安規程**を変更すべきことを命ずることができる。
4. 事業用電気工作物を設置する者及びその**従業者**は、**保安規程**を守らなければならない。

第 43 条（主任技術者） 出題：H25 問 1、H24 問 1、H20 問 1、H18 問 1

1. 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する**保安の監督**をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない（選任しなければ300万円以下の罰金 第 118 条）。
2. 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。
3. 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（前項の許可を受けて選任した場合を除く）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
4. 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する**保安の監督の職務**を誠実に行わなければならない。
5. 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者が**その保安のために**する指示に従わなければならない。

第 44 条（主任技術者免状） 出題：H24 問 1、H20 問 1

1. 主任技術者免状の種類は、次のとおりとする。
 - ① 第一種電気主任技術者免状
 - ② 第二種電気主任技術者免状
 - ③ 第三種電気主任技術者免状
 - ④ 第一種ダム水路主任技術者免状
 - ⑤ 第二種ダム水路主任技術者免状
 - ⑥ 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状
 - ⑦ 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状
2. 主任技術者免状は、次のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣が交付する。
 - ① 主任技術者免状の種類ごとに経済産業省令で定める学歴又は資格及び**実務の経験を有する者**
 - ② 前項第 1～3 号までに掲げる種類の主任技術者免状にあっては、電気主任技術者試験に合格した者

3. 経済産業大臣は、次のいずれかに該当する者に対しては、**主任技術者免状の交付を行わないことができる。**
 - ① 4 項の規定により主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から **1年を経過しない**者
 - ② この法律又はこの法律に基づく命令規定に違反し、**罰金**以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から **2年を経過しない**者
4. 経済産業大臣は、主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その主任技術者免状の返納を命ずることができる。
5. 省略

第 47 条 (工事計画①) 出題 : H26 問 1

1. 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって、**公共の安全の確保**上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について**主務大臣の認可を受けなければならない**。ただし、**事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事**としてするときは、この限りでない。
2. 前項の認可を受けた者は、その認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
3. 主務大臣は、前 2 項の認可の申請に係る工事の計画が次のいずれにも適合していると認めるときは、前 2 項の認可をしなければならない。
 - ① その事業用電気工作物が[第 39 条](#)第 1 項の主務省令で定める**技術基準に適合しない**ものないこと。
 - ② 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあっては、その事業用電気工作物が**電気の円滑な供給**を確保するため技術上適切なものであること。
 - ③ 特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る第 46 条の 17 第 2 項の規定による通知に係る評価書に従っているものであること。
4. 事業用電気工作物を設置する者は、第 1 項ただし書の場合は、工事の開始の後、**遅滞なく**、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
5. 省略

第 48 条 (工事計画②) 出題 : H23 問 1

1. 事業用電気工作物の設置又は変更の工事(前条第 1 項の主務省令で定めるものを除く)であって、主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を主務大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更(主務省令で定める軽微なものを除

く)をしようとするときも、同様とする。

2. 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から **30日を経過した後** なければ、**その届出に係る工事を開始してはならない。**
3. 主務大臣は、第1項の規定による届出のあった工事の計画が次のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
 - ① 前条第3項各号に掲げる要件
 - ② 水力を原動力とする発電用の事業用電気工作物に係るものにあっては、その事業用電気工作物が発電水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。
4. 主務大臣は、第1項の規定による届出のあった工事の計画が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から30日（次項の規定により第2項に規定する期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。
5. 省略

第49条（使用前検査）　出題：H15問1

1. **第47条** 第1項若しくは第2項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物又は前条第1項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物（その工事の計画について、同条第4項の規定による命令があった場合において同条第1項の規定による届出をしていないものを除く）であって、**公共の安全の確保** 上特に重要なものとして主務省令で定めるもの（第102条の3第3項において「特定事業用電気工作物」）は、その**工事**について主務省令で定めるところにより主務大臣の**検査**を受け、これに**合格**した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。
2. 前項の検査においては、その事業用電気工作物が次のいずれにも適合しているときは、**合格**とする。
 - ① その工事が**第47条** 第1項若しくは第2項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたものと含む）又は前条第1項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の主務省令で定める軽微な変更をしたものと含む）に従って行われたものであること。
 - ② **第39条** 第1項の主務省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

第51条（使用前安全管理検査）

出題：H30問1、H23問1、H22問1、H17問1、H15問1、H13問1

1. **第48条** 第1項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物

(その工事の計画について同条第4項の規定による命令があった場合において同条第1項の規定による届出をしていないもの及び第49条第1項の主務省令で定めるものを除く) であって、主務省令で定めるものを設置する者は、主務省令で定めるところにより、**その使用の開始前に**、当該事業用電気工作物について**自主検査**を行い、その結果を**記録**し、これを**保存**しなければならない。

2. 前項の検査（**使用前自主検査**）においては、その事業用電気工作物が次のいずれにも適合していることを**確認**しなければならない。
 - ① その工事が**第48条**第1項の規定による**届出をした工事の計画**（同項後段の主務省令で定める軽微な変更をしたものも含む）に従って行われたものであること。
 - ② **第39条**第1項の主務省令で定める**技術基準に適合するもの**であること。
3. 使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する者は、**使用前自主検査の実施に係る体制**について、**主務省令で定める時期**（第7項の通知を受けている場合にあっては、当該通知に係る使用前自主検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあっては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあっては主務大臣が行う**審査**を受けなければならない。
4. 前項の審査は、事業用電気工作物の**安全管理**を旨として、使用前自主検査の**実施に係る組織、検査の方法、工程管理**その他主務省令で定める事項について行う。
5. 第3項の経済産業大臣の登録を受けた者は、同項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に通知しなければならない。

以降省略

第52条（溶接安全管理検査） 出題：H11問1

発電用のボイラー、タービンその他の主務省令で定める機械若しくは器具である電気工作物であって、**主務省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分**について溶接をするもの又は**耐圧部分**について溶接をしたボイラー等であつて輸入したものを設置する者は、その溶接について主務省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該電気工作物について**事業者検査**を行い、その結果を**記録**し、これを**保存**しなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

第56条（技術基準適合命令） 出題：H9問3

経済産業大臣は、一般用電気工作物が経済産業省令で定める**技術基準**に適合していないと認めるときは、その**所有者**又は**占有者**に対し、その技術基準に適合するように一般用電気工作物を**修理**し、**改造**し、若しくは**移転**し、若しくは**その使用を一時停止**すべきことを命じ、又は**その使用を制限**することができる。

第 57 条（調査の義務）出題：H25 問 2

1. 一般用電気工作物と直接に電気的に接続する電線路を維持し、及び運用する者（以下「電線路維持運用者」）は、経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、その一般用電気工作物が前条第 1 項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

以下省略

第 58 条（一時使用）出題：H26 問 1

電気事業者（小売電気事業者を除く）は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」）を利用する必要があり、かつ、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを一時使用することができます。ただし、建物その他の工作物にあっては、電線路（その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む）又はその附属設備を支持するために利用する場合に限る。

- ① 電気事業（小売電気事業を除く）の用に供する電線路に関する工事の施行のため必要な資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のためのやぐら又は索道の設置
- ② 天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、緊急に電気を供給するための電線路の設置
- ③ 電気事業の用に供する電気工作物の設置のための測標の設置

第 61 条（植物の伐採又は移植）出題：H26 問 1

1. 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、経済産業大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。
2. 電気事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもって足りる。
3. 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害するおそれがあると認めら

れるときは、第1項の規定にかかわらず、経済産業大臣の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

2.電気事業法施行規則

第1条（定義）出題：H28問1

1. 省略
2. この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 「変電所」とは、構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧100,000V以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体をいう。
 - ② 「送電線路」とは、発電所相互間、変電所相互間又は発電所と変電所との間の電線路（専ら通信の用に供するものを除く）及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。
 - ③ 「配電線路」とは、発電所、変電所若しくは送電線路と需要設備との間又は需要設備相互間の電線路及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。

第3条（密接な関係）出題：H13問5

1. 省略
2. 「一の需要場所」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - ① 一の建物内（集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であって、一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部）
 - ② 柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内
 - ③ 隣接する複数の前号に掲げる構内であって、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの
 - ④ 道路その他の公共の用に供せられる土地において、一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分

第38条（電圧及び周波数の値）出題：H12問1

経済産業省令で定める電圧の値は、その電気を供給する場所において次の表の上欄に掲げる標準電圧に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

標準電圧	維持すべき値
100V	101Vの±6Vを超えない値
200V	202Vの±20Vを超えない値

第39条（電圧及び周波数の測定方法等）出題：H20問2、H12問1

1. 経済産業省令で定める電圧の測定方法は、次に掲げるものとする。
 - ① 測定は、別に告示するところにより※選定した測定箇所において行うこと。
 - ② 測定は、測定箇所ごとに、毎年、供給区域又は供給地点を管轄する経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む）が指定する期間において1回、連続して24時間行うこと。
 - ③ 同一の発電所又は変電所の引出しに係る配電線路に属する測定箇所における測定は、同一の日時において行うこと。
 - ④ 測定は、記録計器を使用して行うこと。
2. 経済産業省令で定める周波数の測定方法は、電力系統ごとに、記録計器を使用して常時測定するものとする。
3. 経済産業省令で定める記録方法は、次のとおりとする。
 - ① 電圧の測定の結果については、測定箇所ごとに次の事項を記録すること。
 - イ) 標準電圧
 - ロ) 測定箇所が属する配電線路の引出しに係る発電所又は変電所の名称及び当該測定箇所に係る高圧配電線路の名称
 - ハ) 測定年月日
 - ニ) 測定電圧の30分平均最大値及び30分平均最小値並びにそれぞれの発生時
 - ホ) 以降省略
- ② 周波数の測定の結果については、電力系統ごとに次の事項を記録すること。
 - イ) 標準周波数
 - ロ) 測定周波数の日最大値及び日最小値並びに月間積算周波数偏差
 - ハ) 以降省略
- ③ 測定の結果の記録は、3年間保存すること。

※同一の発電所または変電所からの引出しに係る配電線路により標準電圧100V(200V)で電気を供給する需要家のうちから1以上の需要家を任意に抽出し、これらの需要家に対して電気を供給する場所またはこれに近接する場所を選定すること。

第48条（一般用電気工作物の範囲）出題：H28問1、H21問2、H8問1

1. 法第38条第1項の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。
 - ① 火薬類取締法に規定する火薬類（煙火を除く）を製造する事業場
 - ② 省略
2. 省略
3. 構内に設置する小出力発電設備の経済産業省令で定める電圧は、600Vとする。

4. 構内に設置する小出力発電設備の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次に定める設備であって、同一の構内に設置する次に定める他の設備と電気的に接続され、それらの設備の出力の合計が **50kW** 以上となるものを除く。
- ① 太陽電池発電設備であって出力 **50kW** 未満のもの
 - ② 風力発電設備であって出力 **20kW** 未満のもの
 - ③ 次のいずれかに該当する水力発電設備であって、出力 **20kW** 未満のもの
 - イ) 最大使用水量が毎秒 1m^3 未満のもの（ダムを伴うものを除く）
 - ロ) 特定の施設内に設置されるものであって別に告示するもの
 - ④ 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力 **10kW** 未満のもの
 - ⑤ 次のいずれかに該当する燃料電池発電設備であって、出力 **10kW** 未満のもの
 - イ) 固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池発電設備（以下省略）
 - ⑥ 省略

第 50 条（保安規程） 出題：H29 問 1、H25 問 1、H18 問 2、H10 問 2

1. 法第 42 条 第 1 項 の保安規程は、次に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。
 - ① 事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供するもの
 - ② 省略
2. 前項第 1 号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第 42 条 第 1 項の保安規程において、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ① 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のための関係法令及び保安規程の遵守のための体制（**経営責任者** の関与を含む）に関すること。
 - ② 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者の**職務及び組織**に関するこ（次号に掲げるものを除く）。
 - ③ 主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関するこ。
 - ④ 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者に対する**保安教育**に関するこであって次に掲げるもの
 - イ) 関係法令及び保安規程の遵守に関するこ。
 - ロ) 保安のための技術に関するこ。
 - ハ) 保安教育の計画的な実施及び改善に関するこ。
 - ⑤ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を計画的に実施し、及び改善するための措置であって次に掲げるもの（前号に掲げるものを除く）
 - イ) 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する**保安についての方**

針及び体制に關すること。

- ロ) 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての計画に關すること。
 - ハ) 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての実施に關すること。
 - 二) 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての評価に關すること。
 - ホ) 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての改善に關すること。
 - ⑥ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のために必要な文書の作成、変更、承認及び保存の手順に關すること。
 - ⑦ 前号に規定する文書についての保安規程上の位置付けに關すること。
 - ⑧ 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての適正な記録に關すること。
 - ⑨ 事業用電気工作物の保安のための巡視、点検及び検査に關すること。
 - ⑩ 事業用電気工作物の運転又は操作に關すること。
 - ⑪ 発電用の事業用電気工作物の保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重要度に応じた管理に關すること。
 - ⑫ 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に關すること。
 - ⑬ 災害その他非常の場合に採るべき措置に關すること。
 - ⑭ 保安規程の定期的な点検及びその必要な改善に關すること。
 - ⑮ その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項
3. 省略
4. 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域内に法第38条第4項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者にあっては、前2項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。
- ① 大規模地震対策特別措置法に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達に關すること。
 - ② 警戒宣言が発せられた場合における防災に関する業務を管理する者の職務及び組織に關すること。
 - ③ 警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に關すること。
 - ④ 警戒宣言が発せられた場合における電気工作物の巡視、点検及び検査に關すること。
 - ⑤ 警戒宣言が発せられた場合における防災に関する設備及び資材の確保、点検及び整備に關すること。
 - ⑥ 警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関し採るべき措置に係る教育、訓練及び

広報に關すること。

- ⑦ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に關すること。
5. 大規模地震対策特別措置法の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内において法第38条第4項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から 6月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第42条第2項の規定による届出をしなければならない。
- 以降省略

第52条（主任技術者の選任等）（一部省略）出題：H25問2、H18問1

2. 次のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託する契約が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるものみに係る燃料電池発電所又は発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。
- ① 出力 2,000kW 未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る）であって電圧 7,000V 以下で連系等をするもの
- ② 出力 1,000kW 未満の発電所（前号に掲げるものを除く）であって電圧 7,000V 以下で連系等をするもの
- ③ 電圧 7,000V 以下で受電する需要設備
- ④ 電圧 600V 以下の配電線路

第56条（免状の種類による監督の範囲）

経済産業省令で定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲
第一種電気主任技術者免状	事業用電気工作物の工事、維持及び運用
第二種電気主任技術者免状	電圧 170,000V 未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用
第三種電気主任技術者免状	電圧 50,000V 未満の事業用電気工作物（出力 5,000kW 以上の発電所を除く）の工事、維持及び運用
第一種ダム水路主任技術者免状	水力設備（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く）の工事、維持及び運用（電気的設備）

	に係るものを除く)
第二種ダム水路 主任技術者免状	水力設備（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するもの又はダム、導水路、サージタンク及び放水路を除く）、高さ70m未満のダム並びに圧力588kPa未満の導水路、サージタンク及び放水路の工事、維持及び運用（電気的設備に係るものを除く）
第一種ボイラー・タービン 主任技術者免状	火力設備（小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの、小型のガスタービンを原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く）、原子力設備及び燃料電池設備（改質器の最高使用圧力が98kPa以上のものに限る）の工事、維持及び運用（電気的設備に係るものを除く）
第二種ボイラー・タービン 主任技術者免状	火力設備（汽力を原動力とするものであつて圧力5880kPa以上のもの及び小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの、小型のガスタービンを原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く）、圧力5880kPa未満の原子力設備及び燃料電池設備（改質器の最高使用圧力が98kPa以上のものに限る）の工事、維持及び運用（電気的設備に係るものを除く）

第65条（工事計画の事前届出①） 出題：H23問1、H16問2、H9問1

1. 法第48条第1項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。
 - ① 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、別表第2の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く）
 - ② 省略
2. 省略

<別表第2（抜粋）>

工事の種類		事前届出を要するもの
発電所	設置	1. 発電所の設置であつて、次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く）の設置 (2) 火力発電所であつて汽力を原動力とするもの（小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く）の設置 (3) 出力1,000kW以上の火力発電所であつてガスタービンを原動力

		<p>とするものの設置</p> <p>(4) 出力 10,000kW 以上の火力発電所の設置であって内燃力を原動力とするものの設置</p> <p>(5) 火力発電所であって汽力、ガスタービン及び内燃力以外を原動力とするものの設置</p> <p>(6) 火力発電所であって 2 以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものの設置</p> <p>(7) 出力 500kW 以上の燃料電池発電所の設置</p> <p>(8) 出力 2,000kW 以上の太陽電池発電所の設置</p> <p>(9) 出力 500kW 以上の風力発電所の設置</p> <p>(10) (1) ~ (5) まで及び (7) ~ (9) までに掲げるもののうち 2 以上のものを組み合わせた合計出力 300kW 以上の発電所の設置</p> <p>2. 1 以外の発電所の設置であって送電電圧 170,000 V 以上とのものに係る送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く）の設置</p>
変電所	設置	電圧 170,000V 以上（構内以外の場所から伝送される電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体であって、構内以外の場所に伝送するためのもの以外のもの（受電所）にあっては 100,000V 以上）の変電所の設置
	変更 (機器)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電圧 170,000V 以上であって、容量 100,000kVA 以上（受電所にあっては、電圧 100,000V 以上であって、容量 10,000kVA 以上）の機器の設置 2. 電圧 170,000V 以上であって、容量 100,000kVA 以上（受電所にあっては、電圧 100,000V 以上であって、容量 10,000kVA 以上）の機器の改造であって、20%以上の電圧又は容量の変更を伴うもの 3. 電圧 170,000V 以上であって、容量 100,000kVA 以上（受電所にあっては、電圧 100,000V 以上であって、容量 10,000kVA 以上）の機器の取替え
送電線路	設置	電圧 170,000V 以上の送電線路又は電圧 170,000V 以上の電気鉄道用送電線路（鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法が適用され又は準用される送電線路であって、電気鉄道の専用敷地内に設置されるもの）の設置
	変更 (1) 電線路	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電圧 170,000V 以上の電線路又は電気鉄道用送電線路に属する電圧 170,000V 以上の電線路の 1km 以上の延長 2. 電圧 170,000V 以上の電線路又は電気鉄道用送電線路に属する電圧 170,000V 以上の電線路の改造であって、次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 電圧の変更（昇圧に限る）を伴うもの

	※ (2) は 開閉所	<p>(2) 電気方式又は回線数の変更を伴うもの</p> <p>(3) 電線の種類の変更を伴うもの</p> <p>(4) 電線の一回線当たりの条数の変更を伴うもの（電圧 300,000V 以上の電線路（電気鉄道用送電線路に属するものを除く）に係るものに限る）</p> <p>(5) 20%以上の電線の太さの変更を伴うもの（電圧 300,000V 以上の電線路（電気鉄道用送電線路に属するものを除く）に係るものに限る）</p> <p>(6) 支持物（上部及び基礎）の種類又は基数の変更を伴うもの（電圧 300,000V 以上の電線路（電気鉄道用送電線路に属するものを除く）に係るものに限る）</p> <p>(7) 地中電線路の布設方式の変更を伴うもの</p> <p>3. 電圧 170,000V 未満の電線路の電圧を 170,000V 以上とする改造</p> <p>4. 電圧 170,000V 以上の電線路の左右 50m 以上の位置変更</p>
需要設備	設置	受電電圧 10,000V 以上の需要設備の設置

第 66 条（工事計画の事前届出②）

[法第 48 条](#) 第 1 項の規定による前条第 1 項第 1 号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第 49 の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が変更の工事に係る場合であって、取替えの工事に係るときは第 2 号の書類を、廃止の工事に係るときは同号及び第 3 号の書類を添付することを要しない。

- ① 工事計画書
- ② 当該事業用電気工作物の属する別表第 3 の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類
- ③ 工事工程表
- ④ 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

第 73 条の 5（使用前安全管理検査） 出題：H17 問 1

使用前自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ①～⑤省略
- ⑥ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- ⑦ 検査の実施に係る組織
- ⑧ 検査の実施に係る工程管理
- ⑨ 省略
- ⑩ 検査記録の管理に関する事項

⑪ 検査に係る教育訓練に関する事項

第 96 条（一般用電気工作物の調査） 出題：H25 問 2

1. 法第 57 条第 1 項の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。
 - ① 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路と直接に電気的に接続する一般用電気工作物が、当該電線路を介して供給される電気を使用するものである場合以外の場合
 - ② 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路が、災害その他非常の場合に、一時的に、当該電線路と直接に電気的に接続する一般用電気工作物に供給される電気の電路となる場合
2. 法第 57 条第 1 項の規定による調査は、次により行うものとする。
 - ① 調査は、一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事（口に掲げる一般用電気工作物にあっては、受電電力の容量の変更を伴う変更の工事に限る）が完成した時に行うほか、次に掲げる頻度で行うこと。
 - イ) 口に掲げる一般用電気工作物以外の一般用電気工作物にあっては、**4 年に 1 回**以上
 - ロ) 一般用電気工作物の所有者又は占有者から一般用電気工作物の点検の業務を受託する事業を行うことについて、当該受託事業を行う区域を管轄する産業保安監督部長（当該受託事業を行う区域が 2 以上の産業保安監督部の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣）の登録を受けた法人（登録点検業務受託法人）が点検業務を受託している一般用電気工作物（受託電気工作物）にあっては、**5 年に 1 回**以上
 - ② 法第 57 条第 2 項の規定による通知をしたときは、その通知に係る一般用電気工作物について、その通知後相当の期間を経過したときに、その一般用電気工作物の所有者又は占有者の求めに応じて再び調査を行うこと。

以降省略

3.電気事業法施行令

第1条（電気工作物から除かれる工作物）出題：H21問2

電気事業法第2条第1項第18号の政令で定める工作物は、次のとおりとする。

- ① 鉄道営業法、軌道法若しくは鉄道事業法が適用され若しくは準用される車両若しくは搬器、船舶安全法が適用される船舶若しくは海上自衛隊の使用する船舶又は道路運送車両法に規定する自動車に設置される工作物であって、これらの車両、搬器、船舶及び自動車以外の場所に設置される電気的設備に電気を供給するためのもの以外のもの
- ② 航空法に規定する航空機に設置される工作物
- ③ 前2号に掲げるもののほか、電圧30V未満の電気的設備であって、電圧30V以上の電気的設備と電気的に接続されていないもの

第4条（電気の使用制限等）出題：H22問2、H14問1

1. 法第34条第1項の規定により使用電力量の限度又は使用最大電力の限度を定めてする小売電気事業者等（同項に規定する小売電気事業者等）の供給する電気の使用を制限すべきことの命令又は勧告は、500kW以上の受電電力の容量をもって小売電気事業者等の供給する電気を使用する者について行うものでなければならない。
2. 法第34条第1項の規定により用途を定めてする小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきことの命令又は勧告は、装飾用、広告用その他これらに類する用途について行うものでなければならない。
3. 法第34条第1項の規定により使用を停止すべき日時を定めてする小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきことの命令又は勧告は、1週につき2日を限度として行うものでなければならない。
4. 法第34条第1項の規定により受電電力の容量の限度を定めてする小売電気事業者等からの受電を制限すべきことの命令又は勧告は、3,000kW以上の受電電力の容量をもって小売電気事業者等から電気の供給を受けようとする者について行うものでなければならない。

4.電気工事士法

第1条（目的）出題：R1問1、H24問2

この法律は、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もって電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的とする。

第2条（用語の定義）出題：H24問2、H17問2、H8問2

1. この法律において「一般用電気工作物」とは、[電気事業法第38条](#)第1項に規定する一般用電気工作物をいう。
2. この法律において「自家用電気工作物」とは、[電気事業法第38条](#)第4項に規定する自家用電気工作物（発電所、変電所、最大電力500kW以上の需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く）に設置する電気工作物（同法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう）の総合体をいう）その他の経済産業省令で定めるものを除く）をいう。
3. この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。
4. この法律において「電気工事士」とは、次条第1項に規定する第一種電気工事士及び同条第2項に規定する第二種電気工事士をいう。

第3条（電気工事士等）出題：H27問1、H8問2

1. 第一種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第一種電気工事士」）でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事（第3項に規定する電気工事を除く。第4項において同じ）の作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって、経済産業省令で定めるものを除く）に従事してはならない。
2. 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって、経済産業省令で定めるものを除く）に従事してはならない。
3. 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特殊なもの（以下「[特殊電気工事](#)」）については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（以下「[特種電気工事資格者](#)」）でなければ、その作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって、経済産業省令で定めるものを除く）に従事してはならない。
4. 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める簡易なもの（以下「[簡易電気工事](#)」）については、第1項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者（以下「[認定電気工事従事者](#)」）は、その作業に従事することができる。

第4条（電気工事士免状） 出題：H24問2

1. 電気工事士免状の種類は、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状とする。
2. 電気工事士免状は、**都道府県知事が交付する。**
3. 第一種電気工事士免状は、次の①に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。
 - ① 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める電気に関する工事に関し経済産業省令で定める実務の経験を有する者
 - ② 経済産業省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者
4. 第二種電気工事士免状は、次の①に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。
 - ① 第二種電気工事士試験に合格した者
 - ② 経済産業大臣が指定する養成施設において、経済産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者
 - ③ 経済産業省令で定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者
5. 都道府県知事は、次の①に該当する者に対しては、電気工事士免状の交付を行わぬことができる。
 - ① 次項の規定による**電気工事士免状の返納**又は次条第6項の規定による特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の返納を命ぜられ、**その日から1年を経過しない者**
 - ② この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
6. 都道府県知事は、電気工事士がこの法律又は電気用品安全法第28条第1項の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。
7. 省略

第4条の3（第一種電気工事士の講習） 出題：H17問2

第一種電気工事士は、経済産業省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、**第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年以内**に、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降についても、同様とする。

5.電気工事士法施行規則

第2条の2（特殊電気工事）出題：H27問1

1. 法第3条第3項の自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特殊なものは、次のとおりとする。
 - ① ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備に係る電気工事（以下「ネオン工事」）
 - ② 非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く）及びこれらの附属設備に係る電気工事（以下「非常用予備発電装置工事」）
2. 法第3条第3項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって、経済産業省令で定めるものは、特種電気工事資格者が従事する特殊電気工事の作業を補助する作業とする。

第2条の3（簡易電気工事）

法第3条第4項の自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める簡易なものは、電圧600V以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事（電線路に係るもの除外）とする。

6.電気工事業の業務の適正化に関する法律

第1条（目的）出題：R1問1、H24問2

この法律は、電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。

第2条（定義）

1. この法律において「電気工事」とは、[電気工事士法第2条](#)第3項に規定する電気工事をいう。ただし、家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事を除く。
2. この法律において「電気工事業」とは、電気工事を行なう事業をいう。
3. この法律において「登録電気工事業者」とは次条第1項又は第3項の登録を受けた者を、「通知電気工事業者」とは[第17条の2](#)第1項の規定による通知をした者を、「電気工事業者」とは登録電気工事業者及び通知電気工事業者をいう。
4. この法律において「第一種電気工事士」とは[電気工事士法第3条](#)第1項に規定する第一種電気工事士を、「第二種電気工事士」とは同条第2項に規定する第二種電気工事士をいう。
5. この法律において「一般用電気工作物」とは[電気工事士法第2条](#)第1項に規定する一般用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同条第2項に規定する自家用電気工作物をいう。

第3条（登録）出題：H17問2

1. 電気工事業を営もうとする者（[第17条の2](#)第1項に規定する者を除く。第3項において同じ）は、2以上の都道府県の区域内に営業所（電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く）を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣の、1の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
2. 登録電気工事業者の登録の有効期間は、5年とする。
3. 前項の有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
4. 更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
5. 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

第 17 条の 2（自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等）出題：H17 問 2

1. 自家用電気工作物に係る電気工事（以下「自家用電気工事」）のみに係る電気工事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、**その事業を開始しようとする日の 10 日前**までに、2 以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣に、1 の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を**通知しなければならない。**
2. 経済産業大臣に前項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後 1 の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなって引き続き電気工事業を営もうとする場合において都道府県知事に同項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。
3. 都道府県知事に第 1 項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後次の 1 に該当して引き続き電気工事業を営もうとする場合において経済産業大臣又は都道府県知事に同項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を従前の同項の規定による通知をした都道府県知事に通知しなければならない。
 - ① 2 以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなったとき。
 - ② 当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の 1 の都道府県の区域内に営業所を設置することとなったとき。

第 34 条（建設業者に関する特例）出題：H27 問 1

1. 省略
2. 建設業法に規定する建設業者であって**電気工事業を営むもの**（次項に規定する者を除く）については、前項に掲げる規定を除き、**第 3 条第 1 項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。**
3. 建設業法に規定する建設業者であって**自家用電気工事のみに係る電気工事業を営むもの**については、同項に掲げる規定を除き、**経済産業大臣又は都道府県知事に第 17 条の 2 第 1 項の規定による通知をした通知電気工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。**

以降省略

7.電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則

第 11 条（器具） 出題：H8 問 2

法第 24 条の経済産業省令で定める器具は、次のとおりとする。

- ① 自家用電気工事の業務を行う営業所にあっては、絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置並びに絶縁耐力試験装置（継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置にあっては、必要なときに使用し得る措置が講じられているものを含む）
- ② 一般用電気工事のみの業務を行う営業所にあっては、絶縁抵抗計、接地抵抗計並びに抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計

8.電気関係報告規則

第1条（定義）

この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（一部省略）

- ⑤ 「電気火災事故」とは、漏電、短絡、せん絡その他の電気的要因により建造物、車両その他の工作物（電気工作物を除く）、山林等に火災が発生することをいう。
- ⑥ 「破損事故」とは、電気工作物が変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止することをいう。
- ⑦ 省略
- ⑧ 「供給支障事故」とは、破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより電気の使用者（当該電気工作物を管理する者を除く）に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限することをいう。ただし、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の停止が終了した場合を除く。
- ⑨ 省略
- ⑩ 省略
- ⑪ 「発電支障事故」とは、発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備（発電事業の用に供するものに限る）が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなることをいう。

第3条（事故報告） 出題：H21問3、H12問2

1. 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあっては電気事業の用に供する電気工作物に関して、自家用電気工作物を設置する者にあっては自家用電気工作物に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、2以上の号に該当する事故であって報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。
2. 前項の規定による報告は、事故の発生を知った時から24時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知った日から起算して30日以内に様式第13の報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第4号ハに掲げるもの又は同表第7号から第12号に掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、同様式の報告書の提出を要しない。

事故	報告先	
	電気事業者	自家用電気工作物を設置する者
①感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る） ②電気火災事故（工作物にあっては、その半焼以上の場合に限る） ③電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与える、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
④次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故 イ) 出力 900,000kW 未満の水力発電所 ロ) 火力発電所（汽力、ガスタービン（出力 1,000kW 以上のものに限る）、内燃力（出力 10,000kW 以上のものに限る）、これら以外を原動力とするもの又は二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものをいう）における発電設備（発電機及びその発電機と一体となって発電の用に供される原動力設備並びに電気設備の総合体をいう）（ハに掲げるものを除く） ハ) 火力発電所における汽力又は汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とする発電設備であって、出力 1,000kW 未満のもの（ボイラーに係るもの除く） ニ) 出力 500kW 以上の燃料電池発電所 ホ) 出力 50kW 以上の太陽電池発電所 ヘ) 出力 20kW 以上の風力発電所 ト) 電圧 170,000V 以上（構内以外の場所から伝送される電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体であって、構内以外の場所に伝送するためのもの以外のものにあっては 100,000V 以上）300,000V 未満の変電所（容量 300,000kVA 以上若しくは出力 300,000kW 以上の周波数変換機器又は出力 100,000kW 以上の整流機器を設置するものを除く） チ) 電圧 170,000V 以上 300,000V 未満の送電線路（直流のものを除く） リ) 電圧 10,000V 以上の需要設備（自家用電気工作物を設置する者に限る）	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
⑪一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電気的に接続されている電圧 3,000V 以上の自家用電気工作物の破損又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故		電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

9.電気用品安全法

第1条（目的）出題：R1問1

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

第2条（定義）

1. この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。
 - ① 一般用電気工作物（[電気事業法第38条](#)第1項に規定する一般用電気工作物をいう）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であって、政令で定めるもの
 - ② 携帯発電機であって、政令で定めるもの
 - ③ 蓄電池であって、政令で定めるもの
2. この法律において「特定電気用品」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であって、政令で定めるものをいう。

第3条（事業の届出）

電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から30日以内に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 経済産業省令で定める電気用品の型式の区分
- ③ 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあっては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

第8条（基準適合義務等）出題：H14問2

1. 届出事業者は、[第3条](#)の規定による届出に係る型式の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術基準に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。
 - ① 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。
 - ② 試験的に製造し、又は輸入するとき。
2. 届出事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第9条（特定電気用品の適合性検査） 出題：H14問2

1. 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第1項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く）が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時までに、次のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に第2号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。
 - ① 当該特定電気用品
 - ② 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの
2. 前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものについて経済産業省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は経済産業省令で定める同項第2号の検査設備その他経済産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

第27条（販売の制限） 出題：H19問2

1. 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第10条第1項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。
2. 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。
 - ① 特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。
 - ② 第8条第1項第1号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

第28条（使用の制限） 出題：H19問2

1. 電気事業法に規定する電気事業者、自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法に規定する電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、第10条第1項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。
2. 電気用品を部品又は附属品として使用して製造する物品であって、政令で定めるものの製造の事業を行う者は、第10条第1項の表示が付されているものでなければ、電気用品をその製造に使用してはならない。

10. 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令

第4条（風車）出題：H9問2

風車は、次により施設しなければならない。

- ① 負荷を遮断したときの最大速度に対し、構造上安全であること。
- ② 風圧に対して構造上安全であること。
- ③ 運転中に風車に損傷を与えるような振動がないように施設すること。
- ④ 通常想定される最大風速においても取扱者の意図に反して風車が起動することのないように施設すること。
- ⑤ 運転中に他の工作物、植物等に接触しないように施設すること。

第5条（風車の安全な状態の確保）

- 1. 風車は、次の場合に安全かつ自動的に停止するような措置を講じなければならない。
 - ① 回転速度が著しく上昇した場合
 - ② 風車の制御装置の機能が著しく低下した場合
- 2. 省略
- 3. 最高部の地表からの高さが20mを超える発電用風力設備には、雷撃から風車を保護するような措置を講じなければならない。ただし、周囲の状況によって雷撃が風車を損傷するおそれがない場合においては、この限りでない。

第6条（圧油装置及び圧縮空気装置の危険の防止）

発電用風力設備として使用する圧油装置及び圧縮空気装置は、次により施設しなければならない。

- ① 圧油タンク及び空気タンクの材料及び構造は、最高使用圧力に対して十分に耐え、かつ、安全なものであること。
- ② 圧油タンク及び空気タンクは、耐食性を有するものであること。
- ③ 圧力が上昇する場合において、当該圧力が最高使用圧力に到達する以前に当該圧力を低下させる機能を有すること。
- ④ 圧油タンクの油圧又は空気タンクの空気圧が低下した場合に圧力を自動的に回復させる機能を有すること。
- ⑤ 異常な圧力を早期に検知できる機能を有すること。

第7条（風車を支持する工作物）

- 1. 風車を支持する工作物は、自重、積載荷重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造上安全でなければならない。
- 2. 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、風車を支持する工作物に取扱者以外の者が容易に登ることができないように適切な措置を講じること。